

令和5年(フ)第350号

決 定

埼玉県大里郡寄居町大字藤田2番地7

破産者 彩花物流株式会社

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和6年4月23日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁 判 官 藤 田 一 真

これは正本である。

令和6年4月23日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 森 本 清 美

